

庄内町避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

令和3年2月

庄 内 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の背景	1
2 全体計画の目的	1
3 自助・共助・公助の役割分担	1
第2章 全体計画の対象者の考え方(対象範囲)	3
1 要支援者の範囲	3
2 妊産婦や乳幼児・児童、外国人の考え方	3
第3章 避難支援等関係者	4
第4章 避難支援者	4
第5章 要支援者情報の把握及び共有の方法	6
1 名簿の作成	6
2 要支援者からの同意の取得	6
3 名簿の提供	7
4 名簿情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置	8
5 名簿の更新	8
6 名簿作成に関する関係部署の役割分担	8
第6章 避難行動要支援者支援体制の整備	9
1 支援体制の確立	9
2 避難支援等関係者と町の具体的な役割分担	10
3 個別計画の策定	11
4 個別計画の更新・管理	11
5 名簿情報を提供することに不同意であった方への避難支援	11
第7章 避難勧告等の発令・伝達方法	12
1 避難勧告等の発令	12
2 避難勧告等の伝達方法	12
3 避難の判断となる防災情報の入手先	12
第8章 避難誘導の手段・経路等	13
1 避難誘導の方法	13
2 ハザードマップ等の整備・活用方法	14
3 要支援者避難訓練の実施	14
第9章 避難所における支援方法	15
1 指定避難所における支援	15
2 福祉避難所における支援	16

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

この教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」といいます。）の一部が改正され、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」が示されました。取組指針では、市町村は地域の実情に合わせ、障がい者や高齢者等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」といいます。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされました。

この度、町では、庄内町地域防災計画を改定するにあたり、平成18年策定の「庄内町災害時要援護者避難支援プラン」を廃止し、新たに「庄内町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。

2 全体計画の目的

避難行動要支援者（以下「**要支援者**」といいます。）の避難を支援するためには、各地域において、日頃から高齢者や障がい者などの支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかなど、具体的な支援方法を決めておくことが必要です。

また、それぞれの要支援者の特性に応じた十分な配慮も必要であり、日頃から要支援者の状況の把握に努めながら、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」といいます。）に、迅速かつ的確に支援することができるよう、町が必要な制度を整備することが求められています。

この全体計画は、要支援者の「自助」及び地域（近隣）の「共助」を基本とし、要支援者が地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

そして、本町における要支援者の避難支援について、その考え方や進め方、支援の方法、役割分担など基本的な事項を明らかにしたものです。

町は、この全体計画をもとに要支援者の避難支援体制をより一層進めていくとともに、地域においても、この全体計画を基本としながら、地域の実情に合った体制づくりを進めていただくことを主眼としています。

3 自助・共助・公助の役割分担

災害時に要支援者の安否確認、避難情報の提供、避難誘導等を円滑に行うためには、要支援者自身による日頃の備えである「自助」、地域住民相互の連携や自主防災組織などによる「共助」が重要です。

これら「自助」、「共助」に加え、町や公的機関による「公助」が一体となり、協働で避難支援体制を構築するため、それぞれの役割分担を次のとおり明らかにしておきます。

(1) 自助

災害時に最も重要なことは、「自分の命は自分で守る。」という意識のもとに行う「自助」であり、避難支援体制の基本になります。これは、要支援者も含めて全ての人に当てはまります。

このため、要支援者自身とその家族は、情報を得る手段の確保、住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄（おむつ、おしりふき、手袋、とろみ調整食品等）、非常持ち出し品（常備薬等を含みます。）の準備などに加え、近隣の人々とのつながりを確保しておくことが大切です。尚、おむつ等の備蓄品についても、避難所に持参するようにします。

(2) 共助

大規模な災害の発生直後は、町や公的機関による支援が間に合わないことは過去の災害の教訓からも明らかであり、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが重要です。

地域は、平常時から、町内会・自治会等の地域団体（以下「町内会等」といいます。）、**自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援等の実施に携わる関係者**（以下「**避難支援等関係者**」）といいます。）が連携し、町が提供する名簿を活用しながら 要支援者を把握し、実際に**要支援者の避難支援を行う方**（以下「**避難支援者**」）といいます。）や避難方法を明確にするなど、要支援者に対する避難支援体制の整備を協働で進めていくことが求められます。

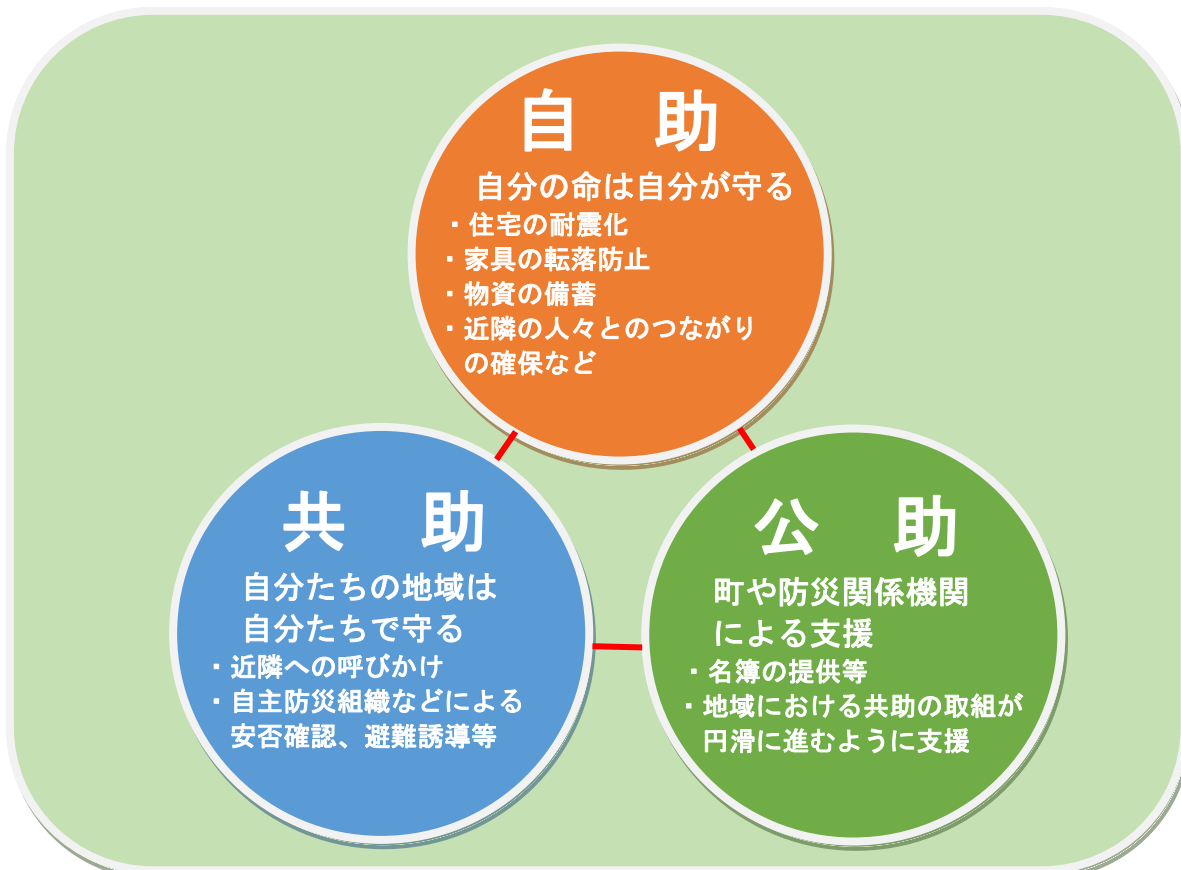
また、声かけや見守り活動等を通じた要支援者との信頼関係づくりや、要支援者を含めた防災訓練を実施するなどの取組も重要です。

(3) 公助

町は、全庁的な要支援者の避難支援体制を確立するため、関係要支援者の避難支援体制を確立するため、関係各部局と連携を図りながら取組を進めます。

平常時は、地域における要支援者支援の取組が円滑に進むよう、避難支援を希望する要支援者の名簿を避難支援等関係者に提供するなど、支援体制づくりの支援を行うとともに、要支援者参加型の防災訓練の実施や名簿制度の広報を積極的に行います。

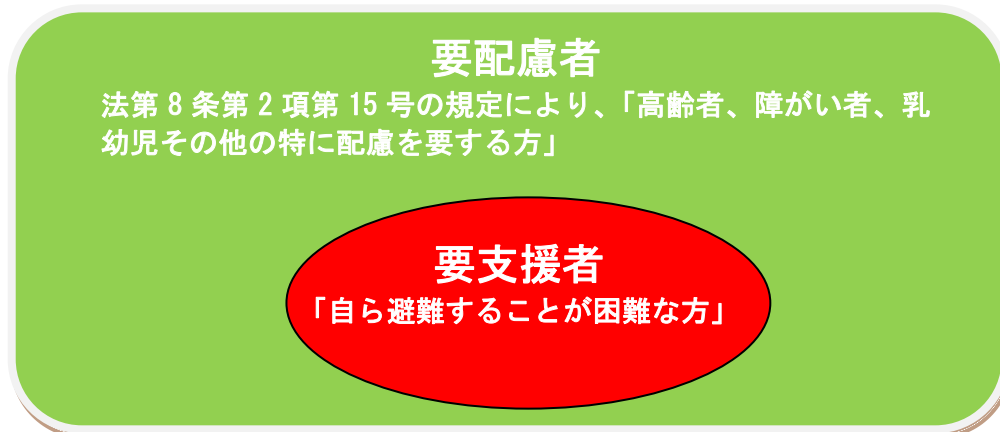
災害時は、災害対策本部を設置し、要支援者に対する避難勧告等の伝達、避難状況の把握、ボランティア団体等の支援団体との調整など、必要な対応を行います。



第2章 全体計画の対象者の考え方(対象範囲)

1 要支援者の範囲

要支援者とは、法第49条の10第1項の規定により、「町に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。



本町における要支援者の対象範囲は、在宅者のうち、主として、次の要件に該当する方とします。

表2-1 要支援者の対象範囲

区 分	範 囲
高齢者	75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
重度身体障がい者	身体障害者手帳1級又は2級所持者
	療育手帳A所持者
	精神障害者保健福祉手帳1又は2級所持者
要介護認定者	介護保険法における要介護度3以上の認定者
その他	難病患者
	上記に準じる者や病気等により地域による支援を必要としている方
	上記以外で町又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた方

2 妊産婦や乳幼児・児童、外国人の考え方

妊産婦や乳幼児・児童などは、出産や発育に伴い支援の必要性や支援内容が変化します。

また、外国人については、言語面におけるコミュニケーションの問題により、避難行動や避難所での生活に困難をきたすことが想定されます。

これらの方については、地域活動や隣近所における日頃の交流等を通じて、その状況を把握し、地域特性や支援体制の状況により必要に応じて避難の対象にするなど、実態に応じた対応が求められますので、表2-1のその他の区分により申請等があった場合には、本町における要支援者に該当するものとします。

第3章 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、法第49条の11第2項において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されており、庄内町では次の者とする。

- (1) 地区民生委員・児童委員協議会会長、民生委員・児童委員
- (2) 庄内町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会会長、福祉協力員
- (3) 町内会自治会の長及び担当者※
- (4) 自主防災組織の長及び担当者※
- (5) 消防署余目分署・立川分署
- (6) 庄内警察署
- (7) 地域包括支援センター

※担当者とは、当該組織において防災や福祉に係る役員及び担当者とする。

第4章 避難支援者

避難支援者は、国から通知された「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針」において「事前に定められた個別計画に基づき避難行動の支援を実施する者」、また、「避難支援等関係者に限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から地域の実情により、避難支援者を決めること」と規定されている。

庄内町では、災害時等の場合に要支援者のもとへ駆け付け避難支援ができる者とし、具体的には次の者とする。

- (1) 親族
- (2) 近隣住民など町内会自治会の構成員
- (3) 自主防災組織の構成員
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 福祉協力員など地区社会福祉協議会の関係者
- (6) その他、避難支援が可能な者

1 避難支援者の選出

避難支援者の選出に当たっては、要支援者の希望する方を優先するなど、信頼関係の築きやすい方を選出することが大切です。

そのため、**避難支援等関係者が、コーディネーターとなり、本人の希望と照らし合わせながら選出する**ことが必要になります。

なお、選出の際には、避難支援等の実効性を高める観点から、次の2点に留意することが必要です。

- (1) 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災などを想定し、地域の可能な範囲で複数の避難支援者を決めておくこと。
- (2) 一人の避難支援者に役割が集中しないよう、避難支援者となる方の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。

2 避難支援者の安全確保

避難支援者は、避難支援者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全を守ることを最優先にするとともに、避難支援を行う場合には、可能な範囲での支援を念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが大前提になります。

なお、町では、避難支援者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、次の措置を行います。

■名簿の提供に係る同意を得る段階で、要支援者（要支援者が同意したことによって生ずる結果を判断できない場合などは親権者や法定代理人等）より次の2点についての理解を得ること。

- (1) 避難支援は、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって必ずなされるものではなく、遅れることや困難となる場合もあること。
- (2) 避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではないこと。

第5章 要支援者情報の把握及び共有の方法

1 名簿の作成

町は、要支援者に該当する者を把握するため、町の関係各部局で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約するとともに、町で把握していない難病患者に関する情報等についても、法第49条の10第4項の規定に基づき、山形県知事その他の者に対して情報の提供を求め、名簿（表5-2の対象者名簿）を作成します。

名簿に記載する個人情報等については、法第49条の10第2項の規定などにより、表5-1のとおりとします。

なお、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と電子データにより管理します。

表5-1 名簿に記載する個人情報

名簿に記載する個人情報		入手方法
法第49条の10第2項に記載のある事項	取組指針等に記載のある事項	
(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする事由 (7) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項	(1) 障がい種別、障がい程度等級 (2) 療育手帳の障がいの程度 (3) 障がい等級 (4) 障がい支援区分 (5) 要介護状態区分 (6) その他必要な事項(在宅時の介護者、病名、通院先、生活支援内容、電源が必要な医療機器の使用の有無、日中の行動等)	次により入手 (1) 保健福祉課 (2) 山形県担当部署 (3) 申請者

住所とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されません。

居所とは、人が多少の期間継続して居住していますが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所のことです。

日中の行動とは、通学、通勤、通所、通院などをいいます。

取組指針に記載のある事項(6)については、個別計画の提出等により町が把握した場合に限り記載します。

2 要支援者からの同意の取得

要支援者の安否の確認や避難誘導等を速やかに行うためには、要支援者にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、要支援者本人の同意（要支援者が同意したことによって生ずる結果を判断できない場合などは親権者や法定代理人等）が必要になります。

そのため、町では、要支援者のうち同意いただいた方のみを抽出した名簿（表5-2 同意者名簿）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

表 5-2 名簿の種類

区 分	内 容	活 用
対象者名簿	要支援者の要件を満たす方を掲載した名簿	災害時においては、法第49条の11第3項の規定に基づき、要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用
同意者名簿	対象者名簿から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の支援のほか、訓練時等にも活用

3 名簿の提供

名簿制度が創設された趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護することにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、要支援者本人等より同意が得られた場合は、町は、実効性の高い「個別計画」の準備を可能にすることを主たる目的として、法第49条の11第2項の規定に基づき、表5-3の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、(1)～(3)の避難支援等関係者に対しては、管理・担当・管轄している地域に所在する要支援者の名簿情報のみを提供します。

表 5-3 名簿の提供範囲

町が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲	
	平常時	災害時
(1) 自主防災組織 (2) 町内会等 (3) 民生委員・児童委員	同意者名簿のうち、管理・担当・管轄している地域に所在する要支援者の名簿情報のみを提供	対象者名簿を提供
(4) 町社会福祉協議会 (5) 消防署余目分署・立川分署 (6) 庄内警察署 (7) 地域包括支援センター	同意者名簿を提供	対象者名簿を提供
(8) その他の避難支援等の実施に携わる団体(災害時に派遣される自衛隊の部隊、消防団、医療救護班、ボランティア団体などで町長が認めた団体)		災害時に提供希望の申出があった団体に限り、避難支援等の実施に必要な限度において対象者名簿を提供

※ 避難支援等の実施に必要な限度で 提供する必要があるため、一地区の自主防災組織に町内全体の名簿情報を提供するなど、実際の避難支援等に活用され得ない情報まで提供することはできません。

※ 災害時における名簿提供については、災害時であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の名簿情報まで一律に外部提供することはできません。

4 名簿情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置は、法第49条の12の規定により、表5-4のとおりとします。

表5-4 名簿情報の漏えい防止のための措置

名簿情報の漏えい防止のために町が求める措置	要支援者及び第三者の権利利益を保護するために町が講ずる措置
(1) 受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 (2) 名簿情報を取り扱う者の限定 (3) 必要以上の名簿情報の複製の禁止 (4) 施錠可能な場所への名簿の保管 (5) 名簿情報の取扱状況の報告 (6) 使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	(1) 避難支援等関係者に対しては、管理・担当・管轄している地域内の要支援者の名簿情報のみを提供 (2) 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることの説明等

5 名簿の更新

要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、要支援者名簿について、定期的な更新を行います。

なお、自ら要支援者名簿への掲載を求める支援希望者の登録の受付自体は随時実施しますが、その際、要支援者名簿への反映は、直近の更新時となる旨を説明するよう留意します。

6 名簿作成に関する関係部署の役割分担

名簿作成に関する関係部署の役割分担は、表5-5のとおりとします

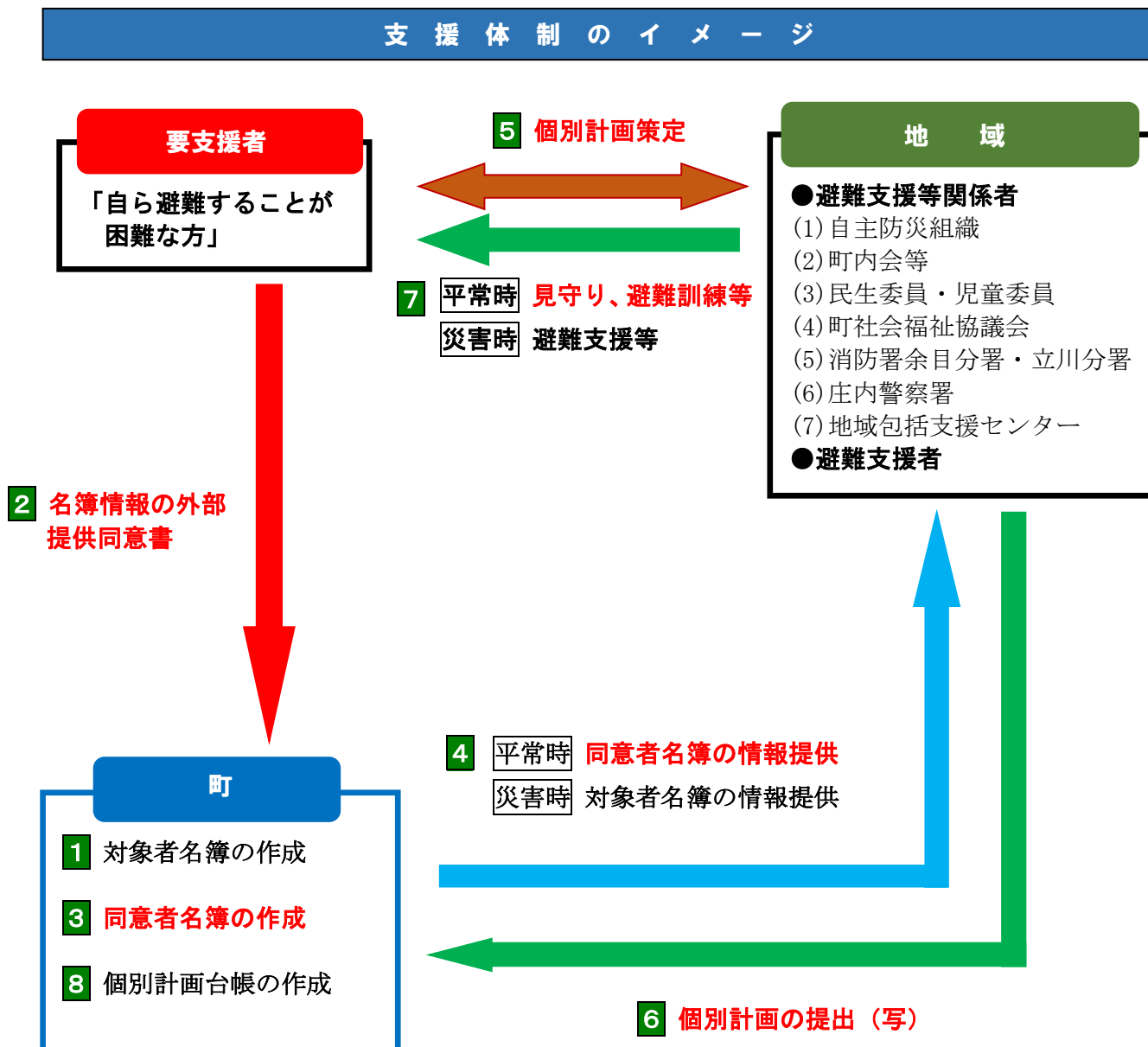
表5-5 役割分担

課名	役割
環境防災課	(1) 地域防災計画に関すること。 (2) 全体計画に関すること。 (3) 名簿制度の周知に関すること。
保健福祉課	(1) 名簿の作成・更新に必要な個人情報の抽出に関すること。 (2) 名簿の作成・提供に関すること。 (3) 名簿の更新・回収に関すること。 (4) 名簿の管理に関すること。 (5) 名簿制度の周知及び同意書の配布・受付に関すること。(障害者手帳交付・更新時、要介護認定に係る業務時)

第6章 避難行動要支援者支援体制の整備

1 支援体制の確立

町では、避難支援等関係者が連携して進める要支援者に対する避難支援体制づくりを支援します。



2 避難支援等関係者と町の具体的な役割分担

避難支援等関係者と町の具体的な役割分担については、次のとおりです。



3 個別計画の策定

災害時に、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ「誰が」、「どのような支援を行うのか」を個々の要支援者ごとに具体的に定めた「個別計画」を策定しておくことが重要です。

この「個別計画」の策定に当たっては、町から名簿の提供を受けた地域の避難支援等関係者がコーディネーターとなり、要支援者本人やその家族等と具体的な打合せを行いながら進めることが大切です。

町は、この「個別計画」の策定を推進するため、広報紙等により普啓発を行うほか、避難支援者の確保等についての先進事例の情報提供を行うなど、それぞれの地域の取組状況に応じたアドバイスを行います。また、必要に応じて関係団体に連携を働きかけるなど、地域の取組が円滑に進むよう、積極的に支援します。

尚、本プラン策定以前に、個別計画を提出した場合は、個別計画の再提出は不要とするが、改めて本人の同意を得るものとします。

4 個別計画の更新・管理

個別計画は、避難支援等関係者、要支援者及び避難支援者で共有するものとします。

避難支援等関係者は、個別計画の内容に変更が生じた場合や要支援者本人等から変更の申出があった場合などは、その都度速やかに更新を行うことが必要です。

また、個別計画の配布は、個人情報保護の観点から、要支援者本人や避難支援者など必要最小限にとどめ、適切な管理に十分努めるものとします。

5 名簿情報を提供することに不同意であった方への避難支援

平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった方（同意確認が取れない方を含みます。）について、**町は、1年おきに同意確認を行うとともに、不同意者の有無及び人数に関する情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供し、地域における避難支援体制づくりを支援します。**

災害時において、法第49条の11第3項及び庄内町個人情報保護条例第6条第2項第5号「個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。」の規定に該当する場合には、町は、要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等に活用します。

ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、災害時であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の名簿情報まで一律に外部提供することはできません。

また、平常時より名簿情報を保有していない方に名簿情報を提供した場合は、名簿情報の廃棄・返却など、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じます。

※法第49条の11第3項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

第7章 避難勧告等の発令・伝達方法

1 避難勧告等の発令

町で作成した洪水ハザードマップの「水害（河川氾濫）による住民のとりべき避難行動マニュアル」及び「土砂災害による住民のとりべき避難行動マニュアル」による。

2 避難勧告等の伝達方法

町で作成した洪水ハザードマップの「避難情報等の町民への伝達方法」による。

3 避難の判断となる防災情報の入手先

町で作成した洪水ハザードマップの「避難の判断となる防災情報」による。

第8章 避難誘導の手段・経路等

1 避難誘導の方法

災害時に、町と地域は緊密に連携し、迅速な応急活動を行います。災害の規模が大きければ大きいほど、特に災害発生直後の対応については、要支援者自身とその家族による「自助」をはじめ、地域による「共助」が極めて重要になります。

このため、要支援者自身とその家族も自ら災害への備えや情報の収集に努めることが必要であるとともに、地域においても、助け合いの精神によって、全ての住民が協力して避難誘導などの活動ができる関係を構築することが大切です。

【避難支援等関係者等による避難誘導の例】

①安否確認

避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を最優先とし、続いて要支援者や隣近所に対し声がけするなどして、安否や被害状況などの確認を行います。



②救護活動・救出活動

要支援者が負傷していた場合、地域の方々が協力して負傷者の応急手当や、地域で定めている一時避難場所等の安全な場所への搬送を行います。

また、一時避難場所等において、安否が確認できない方等を把握した場合には、地域の方々と協力しながら、可能な範囲で救出活動を行います。



③避難誘導

家屋の倒壊などにより、要支援者の身体・生命に危険が及ぶ場合や自宅に留まることが生活上困難である場合には、地域の方々と協力しながら、指定避難所への避難誘導を行います。

なお、避難誘導には要支援者の特性に応じた配慮が必要であるとともに、避難経路については要支援者の搬送形態などを考慮しながら、安全なルートを選択する必要があります。

要支援者やその家族についても、自宅から避難場所等まで避難支援者と移動してみるなど、平常時から、避難経路を確認しておきます。

※ 要支援者は、正確な情報の入手が困難であることが多いことから、避難支援者をはじめ地域の方々等は、努めて要支援者に必要な情報を伝達します。

※ 地域内の要支援者の避難や在宅における状況は、可能な範囲で地域において集約し、施設管理者や町職員に伝えるなど、情報を共有することが重要です。また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、地域による要支援者への支援が困難又は危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な避難活動は行わず、公的機関への救援の要請を行います。

2 ハザードマップ等の整備・活用方法

町は、あらかじめ要支援者居宅周辺の状況や避難経路等の確認に活用できるよう、洪水や土砂災害など各種ハザードマップを作成し、町ホームページでの公開、窓口等での直接配布を行うなど、積極的に周知を図るとともに、住民への啓発を行います。

地域では、これらのハザードマップを活用して避難経路等を確認するとともに、防災訓練を行うなど、円滑に要支援者の避難支援を実施できる体制づくりに努めます。

**【庄内町ホームページ】 ⇒ 暮らしの情報（防災情報）⇒ 災害危険地区
⇒ 最上川、京田川、立谷沢川の洪水ハザードマップ
⇒ 土砂災害警戒区域**

3 要支援者避難訓練の実施

要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難誘導するためには、避難支援等関係者だけでは対応できないケースも想定されることから、地域全体でサポートする体制づくりが有効です。

このため、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりのほか、地域のあらゆる団体と各種活動を通じて協力関係をつくることが重要です。

具体的には、地域の防災訓練に、避難支援等関係者はもとより要支援者の支援に関わるさまざまな団体が参加し、避難訓練やHUG（避難所運営ゲーム）等を通じて、避難支援等関係者や団体間で顔の見える関係づくりや連携の確認を行うことなどが効果的です。福祉関係団体の参加によって、要支援者の特性に応じた支援のノウハウについて共有を図ることも可能になります。

また、要支援者と地域とのコミュニケーションを深めるためにも、要支援者自身やその家族が訓練に積極的に参加することが望まれます。

なお、町が主催する「庄内町総合防災訓練」においても、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所への移送などの訓練を積極的に行います。

第9章 避難所における支援方法

1 指定避難所における支援

町は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や、暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要支援者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時においては、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要支援者の環境の整備について十分配慮します。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対し特段の配慮を行うとともに、要支援者が他の避難者等から協力・配慮が得られるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、避難所等へ健康調査担当職員や災害（専門）ボランティアを派遣し、健康相談やこころのケア等の生活支援、難病患者への対応など、必要な支援を行います。

要配慮者の対象者別配慮事項（例）

対象者	配 慮 事 項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ○ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○ おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 ○ 音声で複数回繰り返すなど、情報伝達方法に配慮する。 ○ 盲ろう通訳・介護員を派遣する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝達事項は、紙、ホワイトボード等を書いて知らせる ○ 盲ろう通訳・介護員、手話通訳者等を派遣する。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいが重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介護が必要となる。単独でいると、全ての情報から閉ざされてしまうことに配慮する。 ○ 対象者に合わせた情報伝達（触手話・指文字・指点字・手書き等）に配慮する。 ○ 盲ろう通訳・介護員、手話通訳者等を派遣する。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子が通れる通路を確保する。 ○ トイレのスペース確保に配慮する。
内部障害者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。特に人口呼吸器の電源確保や人工透析患者の定期的な透析に留意する。 ○ 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な医療スペースを設ける。 ○ 人口肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱し、精神的に不安定になる場合があるので間仕切り、個室の確保など、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○ コミュニケーションボードを使うなど、絵、図、文字などを組み合わせて情報を伝える。

精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立することがないよう、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、 認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い精神的な安定を図る。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないこともあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するよう配慮する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児のためのベビーベット、授乳の場所を用意する。 ○ 退行現象、夜泣き、不眠、チック症などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ○ 乳児に対して、ミルク用の湯所、哺乳瓶の清潔、沐浴の手立ての確保等に留意する。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安静に休息できるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。

2 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

心身の健康状態や障がい等により、指定避難所において生活を続けることが困難な要支援者に対し、必要な生活支援を行うため、町は、これらの要支援者を受け入れる施設として、福祉避難所を指定します。

(2) 福祉避難所の開設

災害時、町は、指定避難所に職員を派遣して要支援者の避難状況を把握するとともに、指定している福祉避難所を開設します。

また、状況により協定している福祉施設に受け入れ態勢を確認の上、受入れ要請を行います。要支援者の移送については、要支援者の家族や避難支援等関係者が行いますが、心身の状況に配慮した適切な方法により移送できるよう、町は、福祉サービス事業者等との調整に努めます。